

令和5年2月28日
新潟市契約課

関係者各位

令和5年3月1日以降適用の「公共工事設計労務単価」並びに
「設計業務委託等技術者単価」の運用について

令和5年3月1日以降適用の公共工事設計労務単価（新労務単価）並びに設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）について、本市では国の単価改正の趣旨を踏まえ下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

- (1) 令和5年3月1日以降に契約を締結する請負工事・建設コンサルタント業務委託のうち、旧労務単価並びに旧技術者単価により予定価格を積算した工事請負・業務委託契約については、機労材すべてを契約後、速やかに令和5年3月1日以降適用の新単価で変更契約いたします。
- (2) 令和5年2月28日以前に契約を締結した請負工事のうち、残工事期間が2か月以上で、単価改定前と改定後の差額が1%を超える額について、工事請負契約約款第27条第6項（インフレスライド）を適用し発注者・受注者協議のうえ、適切に対処いたします。

なお、インフレスライドの適用については「工事請負契約約款第27条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアルについて（お知らせ）」（令和5年1月5日付け新技第362号）及び「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成26年2月）をご確認ください。

2. 技能労働者への適切な水準の賃金支払について

上記に伴い、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。